様式第9号(第11条関係)

　　督促状　　　　(はがき使用)

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 督促状 | 　 |
| 根拠 | 　　　　年　　月　　日換地処分に基づく清算金 |
| 納付期限 | 　　　　年　　月　　日 |
| 督促額(清算徴収金) | 円　 |
| 督促手数料 | 円　 |
| 延滞金 | 土地区画整理法第110条による金額 |
| 指定納付期限　　　　　　年　　月　　日　上記金額を清算金納入通知書記載の指定金融機関へ納めてください。　その際納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ督促額(清算徴収金)につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金金額を加算して納付してください。指定期限までに上記金額を完納しないときは財産差押を受けることになります。　　　　　年　　月　　日平田都市計画事業　　　　　　　　　　中ノ島土地区画整理事業　　　　　　　施行者　出雲市　　　　　　　　　　　代表者　出雲市長　　　　　　　　　　 |
| 注意　1　既にお納めの方は行き違いのこととご了承ください。納入済の場合はこの督促状は無効です。2　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができます。3　この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市を被告として(訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。4　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |